

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
 - 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
 - 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
 - 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
 - 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
 - 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
 - ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。

[illegible]

Issue 162・2009/07/04～2009/07/10

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、相关新法令与新政策

- 关于相关市场界定的指南..... 2
- 关于当前形势下做好劳动争议纠纷案件审判工作的指导意见..... 3
- 关于当前形势下进一步做好涉农民事案件审判工作的指导意见..... 5
- 国家产业技术政策..... 5
- 强制性产品认证实施规则中涉及 ODM 模式的补充规定..... 5
- 上海市房地产登记技术规定(试行)(上海)..... 6
- 关于对高污染车辆实施扩大限制通行范围的通告(上海)..... 6
- 关于贯彻落实加快推进上海国际航运中心建设若干举措的实施意见(上海)..... 6

二、相关新信息

- 国务院常务会议审议并原则通过《中华人民共和国食品安全法实施条例(草案)》..... 6
- 《关于境内企业承接国际服务外包业务信息保护的若干规定(征求意见稿)》公开征求意见..... 7
- 专利《审查指南(征求意见稿)》公开征求意见..... 7
- 上海市公安局为外籍人才和投资者提供七项出入境便利措施..... 7
- 财政部、国家税务总局发布“上海建设国际金融和航运中心营业税政策”..... 8

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令と新政策

- 関連市場画定の手引き..... 2
- 当面の情勢下において労働争議紛争案件の
審判作業を貫徹することについての指導意見.. 3
- 当面の情勢下において農民に係わる民事案
件審判作業を一層貫徹することの指導意見... 5
- 国家産業技術政策..... 5
- 強制性製品認証実施規則の ODM 形式につ
いての補充規定..... 5
- 上海市不動産登記技術規定（試行）（上海）. 6
- 高汚染車両に対し通行範囲の制限拡大を実
施することについての通告（上海）..... 6
- 上海国際水運輸センター建設の遂行を貫
徹し、推進を加速する若干措置についての実
施意見（上海）..... 6

二、関連する新情報

- 国务院常务会议にて「中華人民共和国食品安全法实施条例(草案)」が審議され原則可決された..... 6
- 「国内企業が国際サービスアウトソーシング業務情報保護を請け負うことについての若干規定(意見募集案)」がパブリックコメントを募集している... 7
- 特許「審査手引き(意見募集案)」がパブリックコメントを募集している..... 7
- 上海市公安局による外国籍人材及び投資者の出入国の便宜を図るための七項目の措置... 7
- 財政部、国家税務総局が「上海が国際金融センターと国際水運輸センターを建設するための営業税政策」を發布した..... 8

- 上海海关为世博会专门出台便捷通关政策 8
- 关于合同效力的从宽认定原则..... 9
- 上海税関は万博のための迅速な通関措置を個別に打ち出す..... 8
- 柔軟な対応による契約効力の認定原則について. 9

一、相关新法令、新政策

● 关于相关市场界定的指南

【发布单位】国务院反垄断委员会

【发布日期】2009-05-24

【提示】该指南根据《反垄断法》，对相关市场的界定问题进行了规定。简要介绍如下：

相关市场的含义	- 指经营者在一定时期内就特定商品或者服务（以下统称“商品”）进行竞争的商品范围和地域范围。 - 在反垄断执法实践中，通常需要界定相关商品市场和地域市场。 - 相关商品市场，是根据商品的特性、用途及价格等因素，由需求者认为具有较为紧密替代关系的一组或一类商品所构成的市场。 - 相关地域市场，是指需求者获取具有较为紧密替代关系的商品的地理区域。
界定相关市场的基本依据	- 相关市场范围的大小主要取决于商品（地域）的可替代程度。 - 界定相关市场主要从需求者角度进行需求替代分析。当供给替代对经营者行为产生的竞争约束类似于需求替代时，也应考虑供给替代。 - 需求替代，是根据需求者对商品功能用途的需求、质量的认可、价格的接受以及获取的难易程度等因素，从需求者的角度确定不同商品之间的替代程度。 - 供给替代，是根据其他经营者改造生产设施的投入、承担的风险、进入目标市场的时间等因素，从经营者的角度确定不同商品之间的替代程度。
界定相关市场的一般方法	- 方法不是唯一的。根据实际情况，可能使用不同的方法。 - 可以基于商品的特征、用途、价格等因素进行需求替代分析，必要时进行供给替代分析。 - 在经营者竞争的市场范围不够清晰或不易确定时，可以按照“假定垄断者测试”的分析思路来界定相关市场。
假定垄断	假定垄断者测试是界定相关市场的一种分析思路，可以帮助解决相关市场

一、関連する新法令、新政策

● 関連市場画定の手引き

【発布機関】国務院独占禁止委員会

【発布日】2009-05-24

【コメント】本手引きは、「独占禁止法」に基づき、関連市場の画定事項について規定している。以下の通り簡潔に紹介する。

関連市場の意味	- 事業者が、一定の期間内において、特定商品或いは役務（以下「商品」という）について、競争を行う商品範囲及び地域範囲のことである。 - 独占禁止法執行の実践において、通常、関連商品市場及び関連地域市場について画定する必要がある。 - 関連商品市場とは、商品の特性、用途、価格などの要因に基づき、需要者が緊密な代替関係を有すと思われる一組或いは一種類の商品によって構成される市場である。 - 関連地域市場とは、需要者が緊密な代替関係にある商品入手する地理的区域のことである。
関連市場画定の基本的根拠	- 関連市場範囲の大小は、主に商品（地域）の代替可能性の程度によって決められる。 - 関連市場の画定は、主に需要者の観点から需要代替の分析を行わなければならない。供給代替の事業者の行為に対してもたらず競争の制限が需要代替に類似する場合は、供給代替も検討しなければならない。 - 需要代替とは、需要者の商品の機能用途に対する需要、品質の認可、価格の受容及び入手の難易度などの要因に基づき、需要者の観点から異なる商品間の代替程度を確定することである。 - 供給代替とは、その他の事業者による生産施設改造への投入、リスク負担、ターゲット市場への参入時間などの要素に基づき、事業者の観点から、異なる商品間の代替程度を確定することである。
関連市場画定の一般的方法	- 方法は一つだけではなく、実情に基づき、異なる方法が用いられる可能性がある。 - 商品の特徴、用途、価格などの要素に基づき、需要代替の分析を行い、必要であれば、供給代替の分析も行う。 - 事業者が競争を行う市場範囲が明確でない或いは確定が困難である場合、「仮定的独占者テスト」の分析方法に基づき関連市場の画定を行うことができる。
仮定的独占	仮定的独占者テストとは、関連市場を確定する一種の分析方法であり、関連市場の確

者测试分析思路	界定中可能出现的不确定性。 依据这种思路，人们可以借助经济学工具分析所获取的相关数据，确定假定垄断者可以将价格维持在高于竞争价格水平的最小商品集合和地域范围，从而界定相关市场。
---------	---

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwhd/2009-07/07/content_1355288.htm

占者テスト分析方法	定において発生する可能性のある不確定性を解決するのに役立つ。 このような方法に基づき、人々は、経済学ツールにより分析し入手した関連データによって、仮定的独占者は、価格を競争価格レベルより高い最小商品の集合及び地域範囲内に維持し、関連市場を確定することができる。
-----------	---

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwhd/2009-07/07/content_1355288.htm

● 关于当前形势下做好劳动争议纠纷案件审判工作的指导意见

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法发〔2009〕41号

【发布日期】2009-07-06

【提 示】该意见包括当前形势下做好劳动争议纠纷案件审判工作的原则、对特定种类案件的审理指导，以及对财产保全程序、劳动争议诉讼程序和仲裁程序的衔接等的指导。其中包括：

原则	- 努力做到保障劳动者合法权益与维护用人单位的生存发展并重。 - 积极促进劳动关系的和谐稳定。在审理劳动争议纠纷案件时，要尽量维护劳动合同的效力，慎重简单使用解除劳动合同的方法来解决劳动争议纠纷案件。 - 发挥诉讼调解和人民调解的作用。
对特定种类案件的审理指导	因解除劳动合同和追索经济补偿引发的纠纷 - 在审理解除劳动合同纠纷案件时，要平衡劳动者和用人单位双方的合法权益。 - 在审理劳动争议经济补偿纠纷案件时，要严格依照《劳动合同法》第四十六条和第四十七条的规定，准确把握支付经济补偿的法定条件，合理确定经济补偿的计算基数和方式。
	因拖欠基本工资和追索加班费引发的纠纷 - 从充分保护劳动者生存权利的角度出发，依法及时处理因拖欠基本工资引发的劳动争议，按照“快立、快调、快审、快执”的原则，尽快受理，适时调解，及时判决，优先执行。 - 在审理涉及加班费的案件中，就加班事实应注意合理分配举证责任；加班费的确定，应当结合劳动合同约定、劳动者的岗位性质以及工作要求等因素综合考量、合理裁判。

● 当面情勢下において労働争議紛争案件の審判作業を貫徹することについての指導意見

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法発〔2009〕41号

【発布日】2009-07-06

【コメント】本意見には、当面の情勢下における労働争議紛争案件審判作業貫徹の原則、特定種類の案件審理に対する指導、及び財産保全手続き、労働争議訴訟手続きと仲裁手続きの関連性などの指導が含まれる。具体的には以下のとおりです。

原則	- 労働者の合法權益の保障と雇用單位の生存發展の擁護の兩方を重要視する。 - 労働關係の調和と安定を積極的に促す。労働争議紛争案件を審理する際、労働契約の効力をできる限り擁護し、労働契約解除の方法を慎重且つ簡潔に用い、労働紛争案件を解決する。 - 訴訟調停及び人民調停の役割を發揮する。
特定種類の案件審理に対する指導	労働契約の解除及び經濟補償金支給督促により生じた紛争 - 労働契約解除紛争案件を審理する際、労働者と雇用單位双方の適法的權益のバランスを取らなければならない。 - 労働争議經濟補償紛争案件を審理する際、労働契約法第四十六条と第四十七条の規定に嚴格に基づき、經濟補償金支給の法定条件を正確に理解し、經濟補償金の計算基数と方法を合理的に確定する。
	基本給未払いと残業代支給督促により生じた紛争 - 労働者の生存權を充分に保護するという視点から、法に基づき基本給未払いにより生じた労働争議を速やかに解決し、「速やかに立件し、速やかに調停し、速やかに審理し、速やかに執行する」という原則に基づき、迅速に受理し、適時に調停し、遲滞なく判決を下し、優先的に執行する。 - 残業代についての案件を審理する過程において、残業事實についての举证責任を合理的に分配するよう注意しなければならない。残業代の確定は、労働契約の約定、労働者の職位性質及び業務要求などの要因を踏まえて総合的に考慮し、合理的に裁判を行わなければならない。

	因企业裁员引发的纠纷	- 严格审查用人单位的裁员行为是否符合《劳动合同法》规定的程序和条件，积极鼓励和引导用人单位与劳动者进行协商，尽量不裁员或少裁员。 - 困难企业经过多方努力仍不得不实行经济性裁员，且一次性支付经济补偿确有困难的，要尽可能促使用人单位与工会或职工就分期支付或以其他方式支付经济补偿问题达成调解协议或和解协议。
	因竞业限制引发的纠纷	平衡劳动者和用人单位双方的合法权益，最大限度地实现设立竞业限制制度的立法本意和目的。
合理采取财产保全措施		
对受到金融危机影响较为严重的企业，在处理财产保全申请时，要充分考虑企业的生存发展、劳动者的生计保障和社会的和谐稳定，灵活采取财产保全措施。 - 对有转移财产、逃避债务迹象的企业，要加大财产保全力度，及时采取查封、扣押、冻结等措施，防止因企业资产流失导致劳动者权益受损； - 对暂时资金周转困难、尚有经营发展前景的负债企业，采用“活扣”、“活封”等诉讼保全方式，慎用冻结、划拨流动资金，不拍卖、变卖厂房设备，避免因保全措施不当影响企业的生产经营或导致企业倒闭停业。		

【相关法令全文】请点击以下网址查看：
 关于当前形势下做好劳动争议纠纷案件审判工作的指导意见
<http://rmfyb.chinacourt.org/public/detail.php?id=130108>
 最高人民法院民一庭负责人答记者问
<http://rmfyb.chinacourt.org/public/detail.php?id=130115>
 最高人民法院民一庭负责人解读
<http://rmfyb.chinacourt.org/public/detail.php?id=130116>

	企业による人員削減により生じた紛争	- 雇用主の人員削減行為が労働契約法規定の手続きと条件に適合しているか否かについて厳格に審査し、雇用主と労働者の協議を積極的に奨励、誘導し、できるだけ人員削減を行わない或いは人員削減人数を最小限に抑えるようしなければならない。 - 困難企業が多方面での努力を行っても経済的理由による人員削減を行わざるを得ず尚且つ経済補償金の一括支給が困難である場合、雇用主と労働組合或は従業員とが、分割支給或いはその他の方法による経済補償金支給事項につき、和解協議あるいは調停協議によって解決するよう促さなければならない。
	競業禁止により生じた紛争	労働者と雇用主双方の適法的権益のバランスを取り、競業禁止制度設立の立法本意と目的を最大限に実現する。
財産保全措置の合理的な採用		
金融危機の打撃を著しく受けた企業に対して、財産保全処理申請を受け付ける際、企業の生存発展、労働者の生計保障と社会調和と安定を充分に考慮し、財産保全措置を柔軟性をもって執らなければならない。 - 財産移転、債務逃れの兆候がみられる企業に対しては、財産保全力を最大限にし、差押さえ、押収、凍結などの措置を速やかに行い、企業資産流失によって労働者の権益が損なわれることを防止しなければならない。 - 資金繰りが一時的に困難ではあるが、経営発展の見込みがある負債企業に対しては、柔軟な押収（法院の執行過程において、被執行企業が正常な生産範囲内において、資金、在庫を含む財産の使用が許可される押収）、柔軟な差押さえ（法院の執行過程において、被執行企業が正常な生産範囲内において、資金、在庫を含む財産の使用が許可される差押さえ）などの訴訟保全方法を用い、凍結、流動資金の強制振替などは慎重に行い、工場建物と設備の競売、売却を行わず、保全措置が原因で、企業の生産経営に不適切な影響を与える或いは企業が倒産するなどを回避しなければならない。		

【関連する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 当面の情勢下において労働争議紛争案件の審判作業を貫徹することについての指導意見
<http://rmfyb.chinacourt.org/public/detail.php?id=130108>
 最高人民法院民一責任者の記者からの質問への回答
<http://rmfyb.chinacourt.org/public/detail.php?id=130115>
 最高人民法院民一庭責任者による解説
<http://rmfyb.chinacourt.org/public/detail.php?id=130116>

● 关于当前形势下进一步做好涉农民事案件审判工作的指导意见

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法发〔2009〕37号

【发布日期】2009-06-19

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=136523

● 国家产业技术政策

【发布单位】工业和信息化部

【发布日期】2009-07-06

【提 示】该法令提出推进产业技术发展的一系列政策。其中包括：

- 定期发布禁止引进和限制引进技术目录，禁止或限制进口高消耗、高污染和不符合国家产业政策的技术和装备。
- 对于国内尚不能提供的重大技术装备，引导外商联合国内企业投标，在进口装备的同时引进国外先进设计制造技术，并确保国内企业有足够的分包比例。
- 对承担国家重大科技专项的企业，进口国内不能生产的关键科研仪器设备、原材料及零部件免征进口关税和进口环节增值税。对国家支持发展的重大技术装备和产品确有必要进口的关键部件及原材料，免征进口关税和进口环节增值税。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n1294057/n11302390/12441760.html>

● 强制性产品认证实施规则中涉及 ODM 模式的补充规定

【发布单位】国家认证认可监督管理委员会

【发布文号】国家认监委公告 2009 年第 30 号

【发布日期】2009-06-04

【实施日期】2009-06-04

【提 示】该规定对 ODM（Original Design Manufacturer，原始设计制造商）模式下强制性产品认证（不包括安防、消防类产品）的申请和管理等进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwxx/ggxx/179603.shtml>

● 当面情勢下において農民に係わる民事案件審判作業を一層貫徹することの指導意見

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法発〔2009〕37号

【発布日】2009-06-19

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=136523

● 国家産業技術政策

【発布機関】工業及び情報化部

【発布日】2009-07-06

【コメント】本法令は、産業技術の発展を推進するための一連の政策を打ち出している。以下の通りその内容について紹介する。

- 技術導入の禁止・制限についての目録を定期的に公布し、高消耗、高汚染で国家産業政策に適合しない技術と設備の輸入を禁止或いは制限する。
- 国内において提供できない重大技術・設備について、外商と国内企業による共同での入札を誘導し、設備輸入と平行して、国外の先進設計製造技術を導入し、国内企業の十分な請負比率を確保する。
- 国家重大科学技術プロジェクトを請け負う企業が、国内で生産できない核心科学研究器具設備、原材料、部品を輸入する場合、輸入関税と輸入段階増値税の徴収を免除する。国が発展を支持する重大技術設備と製品について、確実に輸入する必要がある核心部品と原材料については、輸入関税と輸入段階増値税の徴収を免除する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n1294057/n11302390/12441760.html>

● 強制性製品認証實施規則の ODM 形式についての補充規定

【発布機関】国家認証認可監督管理委員会

【発布番号】国家認証認可監督管理委員会公告 2009 年第 30 号

【発布日】2009-06-04

【施行日】2009-06-04

【コメント】本規定は、ODM（Original Design Manufacturer、オリジナル・デザインメーカー）形式下の強制性製品認証（安全防備、消防類製品を除く）の申請及び管理などについて規定している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.cnca.gov.cn/cnca/zwxx/ggxx/179603.shtml>

● 上海市房地产登记技术规定（试行）（上海）

【发布单位】上海市住房保障和房屋管理局、上海市规划和国土资源管理局

【发布日期】2009-06-21

【实施日期】2009-07-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai18993.html>

● 关于对高污染车辆实施扩大限制通行范围的通告（上海）

【发布单位】上海市人民政府

【发布文号】沪府发〔2009〕30号

【发布日期】2009-06-26

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai18955.html>

● 关于贯彻落实加快推进上海国际航运中心建设若干举措的实施意见（上海）

【发布单位】上海市交通运输和港口管理局

【发布文号】沪交港〔2009〕314号

【发布日期】2009-06-25

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai18950.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 国务院常务会议审议并原则通过《中华人民共和国食品安全法实施条例（草案）》

国务院总理温家宝日前主持召开国务院常务会议，审议并原则通过《中华人民共和国食品安全法实施条例（草案）》。该草案进一步明确了企业作为食品安全第一责任人的责任，强化了企业的事先预防和生产经营过程控制要求；细化了食品安全法的有关职责规定，强化了地方政府和各监管部门的责任，并对启动食品安全风险评估工作、实行食品复检、召回制度等进一步作了具体规定。会议决定，该条例草案经进一步修改后，由国务院公布施行。

● 上海市不動産登記技術規定（試行）（上海）

【発布機関】上海市住宅保障及び家屋管理局、上海市計画及び国土資源管理局

【発布日】2009-06-21

【施行日】2009-07-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai18993.html>

● 高汚染車両に対し通行範囲の制限拡大を実施することについての通告（上海）

【発布機関】上海市人民政府

【発布番号】滬府発〔2009〕30号

【発布日】2009-06-26

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai18955.html>

● 上海国際水上運輸センター建設の遂行を貫徹し、推進を加速する若干措置についての实施意见（上海）

【発布機関】上海市交通運輸及び港湾管理局

【発布番号】滬交港〔2009〕314号

【発布日】2009-06-25

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai18950.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● 國務院常務會議にて「中華人民共和國食品安全法實施條例（草案）」が審議され原則可決された

國務院總理溫家寶は、先頃、國務院常務會議を主催し、「中華人民共和國食品安全法實施條例（草案）」を審議し原則可決した。本草案は、企業の食品安全第一責任者としての責任を更に明確にし、企業的事前防止及び生産經營過程における制御要求を強化した。食品安全法の職責規定を細分化し、地方政府及び各監督管理部門の責任を強化し、食品安全リスク評価作業、食品再検査、リコール制度などについて更に具体的に定めている。

(里兆律师事务所 2009 年 07 月 10 日整理编写)

- 《关于境内企业承接国际服务外包业务信息保护的若干规定(征求意见稿)》公开征求意见

为促进承接国际服务外包业务的中国境内企业妥善保护保密信息，商务部起草了《关于境内企业承接国际服务外包业务信息保护的若干规定》，现公开征求意见（截止日期为 2009 年 07 月 26 日）。

(里兆律师事务所 2009 年 07 月 10 日整理编写)

- 专利《审查指南(征求意见稿)》公开征求意见

为配合《专利法》第三次修改，国家知识产权局对 2006 版《审查指南》进行修订，形成《审查指南(征求意见稿)》，现公开征求意见（截止日期为 2009 年 08 月 10 日）。

(里兆律师事务所 2009 年 07 月 10 日整理编写)

- 上海市公安局为外籍人才和投资者提供七项出入境便利措施

为方便在沪外籍人才和投资者办理出入境事务，上海市公安局将推出七项出入境便利措施，并决定从 2009 年 07 月 01 日起，在浦东新区先行先试。在浦东新区投资或注册的企业内任职的外籍人员，可率先享受。根据该决定，六类外籍高层次人才可以享受相应的便利措施。其中包括：

适用范围	便利措施	备注
省（市）级外籍高层次人才、特殊人才、知名人士	可申请 3 至 5 年居留许可。	此项政策为新增。
高新技术企业、鼓励类外商投资企业、外商投资先进技术企业或者外商投资产品出口企业的外籍法定代表人、总经理、副总经理、财务总监		原此类任职人员只能申请 1 至 2 年期居留许可。
跨国公司上海地区总部、研发中心、投资性公司的外籍法定代表人，以及高层次人才和科研人员		原高层次人才和科研人员只能申请 1 至 3 年期居留许可。

会議では、当該条例の草案が修正された後に、国务院が公布し、施行することを決定した。

(里兆法律事務所が 2009 年 7 月 10 日付けで作成)

- 「国内企業が国際サービスアウトソーシング業務情報保護を請け負うことについての若干規定(意見募集案)」がパブリックコメントを募集している

国際サービスアウトソーシング業務を請け負う中国国内企業が機密情報を適切に保護するよう促すために、商務部は、「国内企業が国際サービスアウトソーシング業務情報保護を請け負うことについての若干規定」を起草し、パブリックコメントを募集している（締め切りは 2009 年 7 月 26 日である）。

(里兆法律事務所が 2009 年 7 月 10 日付けで作成)

- 特許「審査手引き(意見募集案)」がパブリックコメントを募集している

「特許法」の三回目の改正に伴い、国家知的財産局は 2006 年度版「審査手引き」の修正を行い、「審査手引き(意見募集案)」を作成し、パブリックコメントを募集している（締め切りは 2009 年 8 月 10 日である）。

(里兆法律事務所が 2009 年 7 月 10 日付けで作成)

- 上海市公安局による外国籍人材及び投資者の出入国の便宜を図るための七項目の措置

上海にいる外国籍人材と投資者の出入国手続きの便宜を図るために、上海市公安局は、出入国の便宜を図るための七項目の措置を発表し、2009 年 7 月 1 日より、浦东新区にて先行的に試行する。浦东新区にて投資或いは登録している企業内で勤めている外国籍人員は、享受することができる。本決定に基づき、六種類の外国籍のハイレベル人材は、相応の便宜を図るための措置を享受することができる。その内容を以下に示す。

適用範囲	便宜措置	備考
省（市）級の外国籍ハイレベル人材、特殊人材、有名人	3 年から 5 年の居留許可を申請することができる。	この項目の政策は、新規追加された。
ハイテク企業、奨励類外商投資企業、外商投資先進技術企業或いは外商投資製品輸出企業の外国籍法定代表人、総経理、副総経理、財務総監		従来の措置においては、この種の人員は、1 年から 2 年の居留許可しか申請できなかった。
多国籍企業上海地域本部、R&D センター、投資性会社の外国籍法定代表人、及び高級管理人材と科学研究人員		従来の措置においては、高級管理人材と科学研究人員は、1 年から 3 年の居留許可

注册资金在 300 万美元以上的企业法定代表人、总经理、副总经理、财务总监以及高级管理人员和个人投资企业的外籍法定代表人、总经理、副总经理		此项政策原注册资金认定标准为 3000 万美元。
上述外籍高层次人才如不需要长期在沪工作或居留，符合“F”（访问类）签证境内办理条件的	可申请 2 至 5 年的多次入境有效“F”签证。	——

（里兆律师事务所 2009 年 07 月 10 日整理编写）

登録資本が 300 万米ドル以上の企業の法定代表人、総経理、副総経理、財務総監及び高級管理人員と個人投資企業の外国籍法定代表人、総経理、副総経理		しか申請できなかった。 従来の措置においては、登録資金の認定基準が 3000 万米ドルだった。
上述の外国籍ハイレベル人材がもし上海にて長期間働く或いは居留する必要がない場合は、「F」（訪問類）のビザで、国内で手続きを行うという条件に適合する。	2 年から 5 年のマルチ入国有効「F」ビザを申請することができる。	——

（里兆法律事務所が 2009 年 7 月 10 日付けで作成）

● 财政部、国家税务总局发布“上海建设国际金融和国际航运中心营业税政策”

日前，财政部、国家税务总局发布《关于上海建设国际金融和国际航运中心营业税政策的通知》（财税〔2009〕91 号）。根据该通知，自 2009 年 05 月 01 日起，以下收入免征营业税：

1. 注册在洋山保税港区内的纳税人从事海上国际航运业务取得的收入。
2. 注册在洋山保税港区内的纳税人从事货物运输、仓储装卸搬运业务取得的收入。
3. 注册在上海的保险企业从事国际航运保险业务取得的收入。

（里兆律师事务所 2009 年 07 月 10 日整理编写）

● 财政部、国家税务总局が「上海が国際金融センターと国際水上運輸センターを建設するための営業税政策」を發布した。

先頃、財政部、国家税務総局が「上海が国際金融センターと国際水上運輸センターを建設するための営業税政策」（財政〔2009〕91 号）を發布した。本通知によると、2009 年 5 月 1 日より、以下の収入については、営業税徴収が免除される。

1. 洋山保税港区内にて登録している納税者が海上国際水上運輸業務に従事し、得た収入。
2. 洋山保税港区内にて登録している納税者が貨物運輸、倉庫積卸運搬業務に従事し、得た収入。
3. 上海にて登録している保険企業が国際水上運輸保険業務に従事し、得た収入。

（里兆法律事務所が 2009 年 7 月 10 日付けで作成）

● 上海海关为世博会专门出台便捷通关政策

日前，上海海关与上海世博局共同发布了《中国 2010 年上海世博会物资通关须知》。据介绍，该通关须知对暂时进境物资、免税进境物资、需特别批准的进出境物资和进境的个人物品等方面的通关规定作了分类指引。另外，上海海关还开展了相关配套服务，主要包括：进驻园区办公、为世博会物资开设“绿色通道”、强化世博会知识产权海关保护等。

（里兆律师事务所 2009 年 07 月 10 日整理编写）

● 上海税関は万博のための迅速な通関措置を個別に打ち出す

先頃、上海税関と上海万博局は共同で「中国 2010 年上海万博物資通関案内」を公布した。説明によると、本通関案内は、国境から一時的に進入する物資、免税で国境から進入する物資、特別な許可を必要とする国境を出入りする物資、及び国境を越え持ち込まれる個人の物品等の方面の通関規定に分類別の手引を示した。また、上海税関は、パーク内出先オフィス、万博物資のための「優先窓口」開設、万博知的財産権の税関の保護の強化等のかかる関連サービスを実施する。

（里兆法律事務所が 2009 年 7 月 10 日付けで作成）

● 关于合同效力的从宽认定原则

2009年04月24日,最高人民法院发布了《关于适用〈中华人民共和国合同法〉若干问题的解释(二)》(以下简称“《合同法解释(二)》”),自2009年05月13日起正式施行。《合同法解释(二)》的一大特点是:坚持合同效力的从宽认定原则。

据最高人民法院有关负责人解释:“合同效力上采取从宽认定,可以在最大程度上尊重当事人的意思自治,积极促成合同的有效,支持合同的履行,缓解交易链条的断裂,促进经济的活跃,在金融危机的背景下,这也是一项重要的应对措施。”

《合同法解释(二)》确定的“合同效力的从宽认定原则”,主要体现在以下几个方面:

■ 对合同必备条款的从宽认定

根据《中华人民共和国合同法》(以下简称“《合同法》”)第12条,合同一般包括以下条款:当事人的名称或者姓名和住所;标的;数量;质量;价款或者报酬;履行期限、地点和方式;违约责任;解决争议的方法。

但根据《合同法解释(二)》第1条、第7条的规定:

1. 当事人对合同是否成立存在争议,法院能够确定当事人名称或者姓名、标的和数量的,一般应当认定合同成立。故此,理论上,只要能够确定当事人、标的、数量这三个合同要素,通常会被法院认定合同成立。
2. 而对合同欠缺的其他内容,如果当事人达不成协议的,可以按照《合同法》第61条(“按照合同有关条款或者交易习惯确定”)、第62条(质量要求、价款或者报酬、履行地点、履行期限、履行方式、履行费用的负担等不明确时的确定方法)、第125条(“对合同条款的理解有争议的,应当按照合同所使用的词句、合同的有关条款、合同的目的、交易习惯以及诚实信用原则,确定该条款的真实意思”)等的规定确定。其中,“交易习惯”是指:
 - 1) 在交易行为当地或者某一领域、某一行业通常采用并为交易对方订立合同时所知道或者应当知道的做法;
 - 2) 或者,当事人双方经常使用的习惯做法。

■ 对合同形式的从宽认定

● 柔軟な対応による契約効力の認定原則について

2009年4月24日、最高人民法院は『中華人民共和国契約法』の適用に関する若干事項についての解釈(二)(以下、「契約法解釈(二)」)というを發布し、2009年5月13日に正式に施行された。「契約法解釈(二)」の大きな特徴のひとつに、柔軟な対応による契約効力の認定原則の堅持がある。

最高人民法院のかかる責任者の解釈によると「柔軟な対応により契約の効力を認定することで、当事者の意思による自治を最大限に尊重し、契約の有効性を積極的に促し、契約の履行を支持し、取引チェーンの断裂を改善し、経済の活性を促すことができ、金融危機の背景においてこれも重要な対処策の1つである」としている。

「契約法解釈(二)」にて確定した「柔軟な対応による契約効力の認定原則」は、現在主に次の幾つかの方面で体现されている。

■ 柔軟な対応による契約必須条項の認定

「中華人民共和国契約法」(以下「契約法」という)第12条によると、契約には通常、当事者の名称又は氏名及び住所、目的物、数量、品質、価格又は報酬、履行期限、場所及び方式、違約責任、紛争の解決方法についての条項が含まれる。

「契約法解釈(二)」第1条、第7条の規定によると次のとおりである。

1. 当事者が、契約が成立するか否かについて意見が分かれた場合、法院が当事者の名称又は氏名、目的物、数量を確定できるならば、通常、契約の成立が認められることになる。したがって、理論上は、当事者、目的物、数量というこの3つの契約要素が確定できれば、通常、法院によって契約の成立が認められることになる。
2. 一方、契約に欠けるその他の内容について、当事者が合意できない場合は、「契約法」第61条(「契約の関係条項又は商慣習に基づき確定する」)、第62条(品質の要求、価格又は報酬、履行場所、履行期限、履行方式、履行費用の負担等が明確でない場合の確定方法)、第125条(「契約条項の認識について意見が分かれたときは、契約に使用される言葉、契約の関係条項、契約の目的、商慣習及び信義誠実の原則に基づき、当該条項の真の意味を確定しなければならない」)等の規定に基づき確定することができる。そのうち、「商慣習」とは次のことをいう。
 - 1) 取引行為が発生した現地又はある分野、ある業種にて、通常採用され尚且つ取引の他方当事者が契約締結時に知得し又は知得しているべき方法。
 - 2) 又は、当事者双方が日常的に使用する習慣的な方法。

■ 柔軟な対応による契約形式の認定

根据《合同法》第 10 条，当事人订立合同，有书面形式、口头形式和其他形式。书面形式的最大优点是合同有据可查，发生纠纷时容易举证，便于分清责任。对于重要、复杂的合同，建议采取书面形式。口头形式可以简化手续、方便交易，但其缺点是发生合同纠纷时难以取证，不易分清责任。

根据《合同法解释（二）》第 2 条的规定，当事人未以书面形式或者口头形式订立合同，但从双方从事的民事行为能够推定双方有订立合同意愿的，法院可以认定是以“其他形式”订立的合同。可见，如果当事人虽未以书面或口头形式订立合同，但作出了一定的民事行为，并且从该行为可以推断当事人有订立合同的意愿，那么，可以认定当事人订立合同。即，“以行为表示订立合同意愿”有可能视为订立合同。

■ 对合同签署方式的从宽认定

根据《合同法解释（二）》第 5 条的规定，当事人采用合同书形式订立合同的，应当签字或者盖章。当事人在合同书上摁手印的，法院应当认定其具有与签字或者盖章同等的法律效力。故此，除签字、盖章方式之外，摁手印也是法律认可的一种合同签署方式。

律师理解，摁手印主要是法律针对中国还存在大量文化水平较低的自然人的情况做出的现实考量，由于涉及到证据认定等各种问题，因此，建议企业之间签署合同不要采用摁手印方式代替签字盖章，企业在与自然人签署合同时，除非别无选择，一般也不建议采用摁手印方式。

■ 对“多重买卖合同”有效性的从宽认定

根据《合同法解释（二）》第 15 条的规定，出卖人就同一标的物订立多重买卖合同，合同均不具有《合同法》第 52 条规定的无效情形，买受人因不能按照合同约定取得标的物所有权，请求追究出卖人违约责任的，法院应予支持。

即，多重买卖合同不仅仅因为“一女两嫁”而无效，如果不具有《合同法》第 52 条所规定的无效情形，那么，理论上，各个合同通常都应认定为有效，不能取得标的物所有权的买受人可以追究出卖人的违约责任。

■ 对“强制性规定”作出的限缩型解释

「契約法」第 10 条によると、当事者が契約を締結する場合は、書面の形式、口頭の形式及びその他の形式がある。書面の形式の最大の利点は、契約には調査可能な証拠があり、紛争が生じた際に立証しやすく、責任をはっきり見分けるのに便利である。重要かつ複雑な契約に対しては、書面の形式を採用するのがよい。口頭の形式は手続が簡素で、取引に便利だが、その欠点は契約紛争が生じたときに証拠を取ることが難しく、責任をはっきり見分けることが容易でない。

「契約法解釈（二）」第 2 条の規定によると、当事者が書面の形式又は口頭の形式にて契約を締結していないが、両当事者が行う民事行為から双方に契約締結の意思があると推定できる場合、法院は「その他の形式」をもって締結した契約であると認定することができる。当事者が書面又は口頭での形式で契約を締結していなくても、一定の民事行為であり尚且つ当該行為から当事者には契約締結の意思があったと推断できるならば、当事者が契約を締結したと認定できることがわかる。即ち、「行為によって、契約締結の意思を表すならば」契約を締結したと見なされる可能性がある。

■ 柔軟な対応による契約締結方式の認定

「契約法解釈（二）」第 5 条の規定によると、当事者が契約書の形式を採用し契約を締結する場合、署名又は押印しなければならない。当事者が契約書上に拇印を押した場合、法院はその拇印が署名又は押印と同等の法的効力をもつことを認定しなければならない。したがって、署名、押印の方式のほか、拇印も法律で認められる契約締結方式の1つである。

筆者の認識では、拇印とは主に、中国には文化水準の相対的に低い自然人がまだ多く存在するといった状況に対して法律が行った現実的な配慮であり、証拠認定等の各種問題もあることから、企業間では拇印の方式をもって署名押印に代替させない方がよく、企業が自然人と契約を締結するときは、他の選択肢がない場合を除き、通常、拇印の方式は採用しない方がよい。

■ 柔軟な対応による「複数の売買契約」の有効性の認定

「契約法解釈（二）」第 15 条の規定によると、売主が同一の目的物について複数の売買契約を締結し、契約にはいずれも「契約法」第 52 条に定める無効状況がなく、買主が契約の約定どおりに目的物の所有権を取得できず、売主の違約責任の追及を求める場合、法院はこれを支持しなければならない。

即ち、複数の売買契約は単に「重婚」だから無効であるというだけでなく、「契約法」第 52 条に規定する無効状況がないのであれば、理論上は、それぞれの契約は通常いずれも有効であると認定されることになり、目的物の所有権を取得できない買主は売主の違約責任を追及することができる。

■ 「強行規定」に対して設けられた制限縮小型解釈

根据《合同法》第 52 条第 5 款的规定，违反法律、行政法规的“强制性规定”的合同无效。《合同法解释（二）》第 14 条对此处的“强制性规定”进行了限缩型解释，将其明确限定为“效力性强制性规定”。

根据通常的理解，“强制性规定”可以区分为“效力性强制性规定”和“管理性强制性规定（或取缔性强制性规定）”：

1. 效力性强制性规定：法律及行政法规明确规定违反了此类强制性规定将导致合同无效或者合同不成立的规定；或者是法律及行政法规虽然没有明确规定违反此类强制性规定后将导致合同无效或者不成立，但是违反了此类强制性规定后如果使合同继续有效将损害国家利益、社会公共利益的规定。经常采用的表述是“违反...，或具有...情形的，...无效”，例如《合同法》第 52 条。
2. 管理性强制性规定（或取缔性强制性规定）：法律及行政法规没有明确规定违反此类强制性规定将导致合同无效或者不成立，而且违反此类强制性规定后如果使合同继续有效也并不损害国家利益、社会公共利益（至多只是损害当事人的利益）的规定。经常采用的表述是“不得...”、“禁止...”，例如《城市房地产管理法》第 38 条。

综上，律师理解，《合同法解释（二）》确定的“合同效力的从宽认定原则”，一方面尽量促成合同有效性、促进交易达成，另一方面也给交易各方从合同不成立、无效等角度来保护自身利益增加了一定的难度。因此，律师建议，应谨慎对待合同签署事宜，在不希望达成合同的情况下，应以各种方式明确表达意愿。在订立合同条款时，应注意依法确保合同条款的明确性，以避免形成对己方不利的法律推断。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：

《关于适用〈中华人民共和国合同法〉若干问题的解释（二）》

http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=135559

（里兆律师事务所 2009 年 07 月 10 日整理编写）

「契約法」第 52 条第 5 項の規定によると、法律、行政法规の「強行規定」に違反した契約は無効である。「契約法解释（二）」第 14 条はここにいう「強行規定」について制限縮小型の解釈を行っており、それを「効力的強行規定」とであると明確に限定している。

通常的理解では、「強行規定」は「効力的強行規定」と「管理的強行規定」（取締的強行規定）に分けることができる。

1. 効力的強行規定：法律及び行政法規にて、この種の強行規定を違反した場合、契約が無効になり又は契約が不成立になると明確に定められている規定。又は法律及び行政法規ではこの種の強行規定を違反した後に契約が無効になり又は不成立になると明確に定められてはいないが、この種の強行規定を違反した後に契約が引き続き有効であると国の利益、社会公共の利益を損なう規定。よく使用される表現は「...に違反し、又は...の状況がある場合は...無効となる」というものであり、たとえば「契約法」第 52 条等がある。
2. 管理的強行規定（又は取締的強行規定）：法律及び行政法規ではこの種の強行規定を違反した場合には契約が無効になり又は不成立になるとは明確に定められておらず、またこの種の強行規定に違反した後で契約が引き続き有効であっても国の利益、社会公共の利益を損なうわけではない（せいぜい当事者の利益を損なうだけである）規定。よく使用される表現は「...してはならない」、「...を禁止する」というものであり、たとえば「都市不動産管理法」第 38 条がある。

以上から、筆者の認識によれば、「契約法解释（二）」にて確定された「柔軟な対応による契約効力の認定原則」は、可能な限り契約の有効性を維持し、取引の成約を促す一方で、取引の各当事者が契約の不成立、無効といった視点から自己の利益を守る上での難度をやや増している。したがって、契約の締結について慎重に対処するために、契約に合意できない状況においては、各種の方式によりその意思を明確に表示しておくようにするのがよい。契約条項を締結する場合、法に準拠して契約条項の明確性を確実に保証することにより、自己に不利な法的推断が形成されてしまわぬようにしなければならない。

備考：

かかる法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「『中華人民共和國契約法』の適用に関する若干事項についての解釈（二）」

http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=135559

（里兆法律事務所が 2009 年 7 月 10 日付で作成）